

# 北上駅西口地区グランドデザイン策定業務公募型プロポーザル実施要領

## 第1 目的

北上市は、都市機能の集約と地域連携による持続可能なまちの姿「あじさい都市」の実現を目指し、中心部に「都市拠点」、主に郊外に「地域拠点」を設定し、拠点間を公共交通で結ぶコンパクトプラスネットワークのまちづくりを進めてきた。

中心市街地では、商業者の高齢化や後継者不足等の構造的な問題による空き店舗の増加、またそれに起因する経済的基盤の脆弱化により賑わいが失われていることから、令和4年3月に地区再生計画「未来ビジョン」を策定し、公用地の活用や民間主体の再開発を促し都市の再生を図ることとしている。

この要領は、未来ビジョンに示したエリアのうち、特に北上駅西口周辺のエリアについて、必要とされる機能や市最大の公共交通結節点である駅前広場の在り方などを整理し、北上駅西口周辺の将来像及び整備手法案を示した北上駅西口地区グランドデザイン（以下、「グランドデザイン」）を策定する事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものです。

## 第2 委託する業務内容

- (1) 業務名  
北上駅西口地区グランドデザイン策定業務委託
- (2) 業務の内容  
別紙業務委託仕様書のとおり
- (3) 成果品  
別紙業務委託仕様書のとおり
- (4) 業務に係る予算限度額（業務委託契約上限額）  
17,193千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 履行期間  
契約の日から令和8年3月13日まで

## 第3 応募要件

次の要件をすべて満たす法人（法人の種類は問わない。）とします。

- (1) 北上市競争入札等参加資格者台帳に登録されていること又は次項に記載する参加申込書に付して次のすべての書類を提出できること。
  - ア 定款、会則等
  - イ 登記簿謄本

- ウ 印鑑証明書（直近1か月以内のもの）
  - エ 財務諸表（直近のもの）
  - オ 国税及び地方税の納税証明書（税の未納が無いことを証明するもの）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1号各号及び第2各号の規定に該当しないこと。会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立てがなされた者でないこと。
  - (3) 国税、地方税の滞納がないこと。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
  - (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
  - (6) 北上市営建設工事等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (7) 国又は地方公共団体が発注する駅周辺を含むまちづくり計画策定業務を受注した実績があること。

#### 第4 参加申込み

参加申込みを行う法人は、次のとおり参加申込書類を提出してください。

- (1) 申込期間  
本プロポーザルの実施を公告した日から令和6年4月19日（金）まで  
（最終日午後5時必着）
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）
- (3) 提出する参加申込書類
  - ア プロポーザル参加申込書（様式1）
  - イ 類似業務の実績リスト（様式6）
  - ウ 会社概要（任意様式）
  - エ 第3(1)アからオに規定する書類（北上市競争入札等参加資格者台帳に登録のない法人）
- (4) 提出部数  
1部
- (5) 提出方法  
郵送又は持参

## 第5 企画提案

参加申込みを行った法人は、次のとおり企画提案書類を提出してください。  
書類の提出をもって提案者とみなします。

(1) 提出期限

令和6年5月14日（火）まで（最終日午後5時必着）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

(3) 提出する企画提案書類

ア 企画提案書（様式5）

イ 業務の実施体制調書（様式7）

ウ 契約希望金額を記した参考見積書（消費税又は地方消費税相当額を除く金額を表示し、積算の内訳を含む。）（任意様式）

エ 誓約書（様式2）

(4) 提出部数

原本1部、原本の写し10部（写しは(3)アからウの書類のみ）

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) その他

ア 企画提案にかかる一切の費用は提出者の負担とします。

イ 提出後の企画提案書の訂正、追加および再提出は認めません。

ウ 提出書類は返却いたしません。

エ 一法人につき1件の企画提案のみ受付いたします。

オ 企画提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式とし、代表者印を要する）を提出してください。

カ 提案者が5者以上あった場合は、企画提案の審査前に書類審査を実施し、4者以下が第7の企画提案の審査を受けることとします。

## 第6 企画提案に係る質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

企画提案に係る質問は、質問書（様式3）を期限までに提出してください。  
電話・来庁等口頭による質問は不可とします。

ア 提出期限 令和6年4月12日（金）

イ 提出場所 北上市都市整備部都市再生推進課

ウ 電子メール又はFAX

電子メールアドレス：toshisaisei@city.kitakami.iwate.jp

FAX：0197-77-2992

(2) 質問書への回答期限及び方法

令和6年4月17日（水）午後5時までに、市ホームページに掲載します。

## 第7 企画提案の審査

企画提案書類を次のとおり評価し、提案者の中から契約予定者を決定します。

なお、企画提案書類の評価にあたっては、プレゼンテーションにより企画提案書類の内容をご説明いただきます。

(1) 評価項目及び配点は、下表のとおりとします。

区分	評価項目	評価の視点	配点
業務遂行能力 (20点)	1. 会社の業務経歴	1. 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの、国または地方公共団体が発注する駅周辺を含むまちづくり計画策定業務の実績内容 2. 北上市との過去の取引実績（計画業務など）	5
	2. 業務実施体制	資格や同種業務実績を有する技術者を配置した実施体制となっているか。	5
	3. 専門技術及び知識の有無	業務遂行に十分な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。	5
	4. 工程管理	工程管理が工程表や業務手順を示す実施フローで示されており内容が適切か	5
技術提案内容 (80点)	5. 現状・課題の整理	仕様書記載の各種計画との整合性を踏まえた、北上市西口周辺の再整備に向けた課題整理の方針が明確か	10
	6. 市民意見の聴取及びまちづくり協議会への運営支援	ランドデザインに市民意見を反映させるための意見聴取の手法等が具体的かつ効果的か。 まちづくり協議会の運営補助について支援内容は適切か。	20
	7. 民間事業者の需要把握	どのような手法で民間事業者の需要を把握し、ランドデザインに反映しようとしているか。	10
	8. グランドデザインの素案作成	基礎調査及び市民意見の聴取を踏まえたランドデザイン策定の工程は現実的か。またその完成形がイメージできるか。	20
	9. 独自の提案	独自の提案や追加の提案など、本業務の成果を高める現実的な提案がなされているか。	15
	10. 価格	参考見積りに記載された契約金額及び積算内訳は妥当か。	5

※各審査員の評点の平均が60点に満たない場合は、契約予定者の適格に満たないものといたします。

(2) プレゼンテーション

ア 日時 令和6年5月24日（金） 午後（時間は出席者に別途通知します）

イ 場所 北上市役所5階第1会議室（北上市芳町1番1号）

ウ 内容 プレゼンテーション及び質疑応答等

- ・出席者は最大3名までとします。
- ・出席者には主任技術者及び担当予定者を含むものとし、プレゼンテーションは主任技術者または担当予定者が行ってください。
- ・プレゼンテーションの時間は、一提案者につき35分とします。
- ・スクリーン、プロジェクター、電源及び延長コード以外に必要な機材は提案者にて用意してください。
- ・プレゼンテーションの内容は、企画提案書類の説明及び質疑応答とし、企画提案書類の説明が25分以内、質疑応答が10分以内で行います。
- ・応募者が1社の場合でも審査を実施し、審査会が定める基準に達している場合は、契約候補者として選定します。

(3) 審査結果

企画提案の審査の結果、もっとも評点が高いものを契約候補者とします。

すべての提案者に審査の結果を郵送で通知いたします。

## 第8 契約

市は、契約候補者として選定された事業者と業務委託契約を締結します。

なお、契約については、市と委託者との間で業務委託内容を協議のうえ契約事務を進めますので、受託者から提案された内容を一部修正する場合がありますほか、参考見積書の金額が契約金額とならない場合があります。

## 第9 著作権の取扱い

提出された企画提案書類の著作権はそれぞれ提案者に帰属するものとします。

## 第10 公正なプロポーザルの実施の確保

- (1) 目的に関わらず、本業務の企画提案の審査が終了する前に、本業務の企画提案に関連して他の申込者へ提案内容を提示する、他の申込者と接触する等公正なプロポーザルを阻害する行為を禁止します。
- (2) 前号その他の理由により、公正なプロポーザルを執行することができないと判断したときは、企画提案の審査を取りやめる場合があります。

## 第11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルの参加資格を失うものとします。

- (1) 第3の応募要件に該当しないことが明らかになったとき
- (2) 第4(1)及び第5(1)の期限までに提出書類を提出しなかった場合
- (3) 第7(2)に定めるプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 第10(1)に該当した場合
- (5) 提出書類、プレゼンテーションの内容その他について、虚偽・不正等があることが明らかになったとき。

## 第12 提出書類の提出先及び本件に関する問い合わせ先

北上市都市整備部都市再生推進課

担当者 都市再生係 古川 雄大

〒024-8502 北上市上江釣子17地割201番地2

電話番号 0197(72)8285 FAX番号 0197(77)2992

電子メール toshisaisei@city.kitakami.iwate.jp

## 第13 その他

- (1) 本プロポーザルの実施公告は、市のホームページに本要領を公開することにより行います。
- (2) 本要領に使用する用語は、本業務の業務仕様書の例によります。
- (3) 参加者は、競争性を制限する目的でほかの参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- (4) 参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはなりません。
- (5) 企画競争を公正に執行することができないと判断されるときは、企画競争の執行を延期し、もしくはとりやめることがあります。
- (6) 本業務は企画提案者自らが行う業務の企画競争であり、企画提案者以外のものに主たる業務を再委託する内容を含んだ企画提案は認めません。
- (7) 企画提案に係る一切の費用は参加者の負担とします。
- (8) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めません。
- (9) 提出された書類等は返却しません。
- (10) 同一法人からの複数の提案は認めません。
- (11) 申込書類は、北上市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。
- (12) 採用された提案書等の著作権は北上市に帰属します。
- (13) 提出された提案書等は必要な範囲において複製を作成することがあります。

- (14) 提案書等の内容が特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている場合で、それを使用した結果の責任は参加者が負うこととします。
- (15) 申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。